

## 2016年度離島対策等支援事業 出えん計画（案）

## 1. 2015年度出えん実績

離島対策支援事業については、82市町村から事業計画書の提出を受け、計画内容を精査した結果、台数 25,234 台、108,596 千円の出えん計画とした。

申請は、事業計画書を提出した 77 市町村に加え、保有台数 100 台以下のため事業計画書の提出が不要であった 10 市町村の計 87 市町村から、21,719 台（計画比 86.1%）、出えん額 92,220 千円（同 84.9%）を受付けた。申請内容を確認した結果、全て適正であったため出えんを実施した。

（別紙 1 参照）

不法投棄等対策支援事業については、2014 年 12 月に 118 自治体に対し事業の活用見込みを調査した結果、事業活用を検討している自治体はなかったため、出えん計画はなしとした。また、年度途中で事案の発生もなかったため、出えんはなかった。

## 2. 2016年度出えん計画の概要

離島対策支援事業については、82 市町村から事業計画書の提出を受け、計画内容を精査した結果、台数 24,838 台（前年度比 98.4%）、106,813 千円（同 98.4%）の出えん計画とする。

不法投棄等対策支援事業については、環境省が 119 自治体を実施した使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行状況等に関する調査において、100 台以上の不適正保管 9 事案を有する 6 自治体に対し事業の活用見込みを確認した結果、事業活用を検討している自治体はなかったため、出えん計画もなしとする。

従って、2016 年度の離島対策等支援事業に係る出えん計画額は、二事業額合計の 106,813 千円とする。

## 【離島対策・不法投棄等対策支援事業の推移】

		2014		2015		2016	
		計画	実績	計画	実績	計画	対前年度
離島 対策	事業対象市町村数	125	125	125	125	125	0 (100.0%)
	計画市町村数	82	87	82	87	82	0 (100.0%)
	台数	26,209	23,380	25,234	21,719	24,838	-396 (98.4%)
	総事業額 (千円)	142,348	117,271	135,757	115,348	133,523	-2,234 (98.4%)
	出えん額 (千円)	113,874	93,782	108,596	92,220	106,813	-1,783 (98.4%)
	台当たり輸送単価 (円)	5,431	5,016	5,380	5,311	5,376	-4 (99.9%)
不法 投棄	活用検討自治体数	1	0	0	0	0	0 (0.0%)
	出えん額 (千円)	227	0	0	0	0	0 (0.0%)

### 3. 2016 年度離島対策支援事業計画の概要

計画市町村数については、前年度と同一の 82 市町村となり、保有台数が 100 台以下のため事業計画書の提出が不要な 43 市町村も同一となった。なお、事業計画書の内容を精査し、必要に応じて台数、出えん額及び海上輸送費の妥当性を各市町村や船会社に確認した上で出えん計画を策定している。

台数については、24,838 台となり、前年度と比較して 16 市町村で 490 台の増加、38 市町村で 886 台の減少、28 市町村については同数となり、全体で 396 台の減少となった。殊に、2015 年度の申請状況を踏まえて中古自動車の島外搬出台数の増加等を考慮し、より実態に見合った事業計画を策定した奄美 4 市町村（258 台減）、八丈町（100 台減）、南種子町（100 台減）の影響が大きい。

出えん額については、106,813 千円となり、前年度 108,596 千円と比較して、21 市町村で 1,994 千円の増加、45 市町村で 3,777 千円の減少、16 市町村については同額となり、全体で 1,783 千円の減少となった。

台当たり輸送単価は、5,376 円と前年度に比べ 4 円の低下となった。与論町の島内解体業者のプレス機故障に伴い積載効率が低下したことによる増加（30 円相当）や与那国町、宮古島市での輸送単価見直しによる低下（41 円相当）など、市町村ごとに差があるものの、前年度から大きな変化はなかった。事業計画全体では 443 の単価があり、軽自動車では最小単価が 1,230 円（松山市）、最大単価が 34,560 円（小笠原村）、普通自動車では最小単価が 1,530 円（松山市）、最大単価が 38,880 円（小笠原村）であった。

（別紙 2 参照）

### 4. 2016 年度不法投棄等対策支援事業計画の概要

2015 年 6 月に環境省が 47 都道府県・72 保健所設置市計 119 自治体を実施した使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行状況等に関する調査において、100 台以上の不適正保管 9 事案を有する 6 自治体に対し、2016 年 1 月に事業の活用見込みを確認した結果、事業活用を検討している自治体はなかった。

なお、100 台未満の不法放棄・不適正保管事案については、事業計画書の提出を不要としている。

（別紙 3 参照）